育 成 料 減 免 申 請 書

川西市教育委員会　宛

申　請　日	令和　　年　　月　　日
住　　所	
保護者氏名	
電 話 番 号	

下記のとおり川西市留守家庭児童育成クラブ育成料の減免について申請します。

1. 入所児童及び同居家族について ※申請に係る児童と同居している方全員を記入してください。

フ リ ガ ナ		生年月日	年　月　日	年度	令和 9 年度
児 童 氏 名		[　　]小学校[　　]クラブ			

同 居 家 族 の 氏 名 ※	児童との続柄	生 年 月 日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日

2. 減免理由及び必要な書類について

該当するものにチェック✔を記入してください。

	減免理由(児童の属する世帯の区分)			添　付　書　類
	1	(1)	生活保護法の規定による被保護世帯	生活保護適用証明書(※1)
		(2)	市民税の所得割が非課税となる世帯	同居している方全員の住民票の写し 及び同居している 18 歳以上の方全員の課税証明書(または非課税証明書)(※1)(※2)
	2	(1)	児童扶養手当法の規定による児童扶養手当を受給している世帯	児童扶養手当証書(写し)(※1)
		(2)	児童扶養手当法第9条又は第10条に規定する所得の額に満たない世帯	同居している方全員の住民票の写し、及び同居している 18 歳以上の方全員の課税証明書(または非課税証明書)(※1)(※2)
		(3)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当を受給している世帯	特別児童扶養手当受給証明書(写し)(※1)
	3		市長において特に育成料の減免が必要であると認める世帯	り災証明書等(写し)
	4		1 世帯につき 2 人以上の児童を入所させている世帯 ⇒右の欄に兄弟姉妹の名前・学年を記入 ※兄弟姉妹が民間クラブに入所申請中の場合、クラブ名を記入	①名前:　　(令和 9 年度)　　年 ②名前:　　(令和 9 年度)　　年 民間クラブ名:

(※2)の課税証明書(または非課税証明書)については、申請により利用を開始する月が4月から7月である場合は前年度分の課税証明書(または非課税証明書)を、8月から翌年3月においては当該年度分の課税証明書(または非課税証明書)を提出してください。

川西市が保有する育成料減免適用に必要な情報についての確認調査を行うことに同意します。

☐ 同意する　　☐ 同意しない

いずれかにチェック✔を記入してください。上記に同意があれば、(※1)の添付書類の提出を省略できます。

ただし、(※2)の課税証明書(または非課税証明書)については、前年度のものは前年の1月1日に、当該年度のものは当該年の1月1日に児童と同居している 18 歳以上の方が川西市に住民登録があった場合に、添付書類の提出が省略できます。

裏面もご確認ください

（減免理由について）

1(1)生活保護法の規定による被保護世帯

生活保護を受給している世帯が対象です。

1(2)市民税の所得割が非課税となる世帯

同居している18歳以上の方全員が、市民税の所得割が非課税となる世帯が対象です。

2(1)児童扶養手当法の規定による児童扶養手当を受給している世帯

児童扶養手当(父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的として支給される手当)を受給している世帯が対象です。児童手当ではありませんので、注意してください。

2(2)児童扶養手当法第9条又は第10条に規定する所得の額に満たない世帯

同居している18歳以上の方全員が、一定の所得の額に満たない世帯が対象です。

一定の所得の額は、扶養の人数等によって変わります。

2(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当を受給している世帯

特別児童扶養手当(精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当)を受給している世帯が対象です。

3　市長において特に育成料の減免が必要であると認める世帯

4　1世帯につき2人以上の児童を入所させている世帯

公設クラブまたは民間クラブに、2人以上の児童を入所させている世帯が対象です。公設クラブと民間クラブの組み合わせも対象となります。

（注意事項）

- 生活状況や申告内容(課税・所得・扶養等)、家族構成等に変更があり、事前に連絡をいただいていない場合は、遡って減免を取り消し、育成料を追徴することがあります。申請内容に変更があった場合は必ずご連絡(ご確認)ください。
- 納期(毎月月末)を過ぎた育成料については減免できません(郵送の場合は必着)。
- 年度途中に再度、添付書類の提出を求める場合があります。
- 審査の関係上、場合によってはその他の書類を提出していただくこともあります。
- 申請時及び年度途中に減免の判断をします。各種手当の受給状況及び所得により、年度途中で減免が取り消しとなる場合があります。
- (※2)の添付書類について、単身赴任など同居していなくても、生計を共にしている場合には、添付が必要です。
- 減免理由「1世帯につき2人以上の児童を入所させている世帯」において、2人以上の児童が公設クラブと民間クラブをそれぞれ利用する場合、児童の利用状況の変更(入退所等)により減免または取り消しとなるため、変更内容について必ず事前にご連絡ください。